災害応急対策活動等に関する基本協定　募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等に関する基本協定

（２）活動場所　三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号（別図－１）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－２）及び灰塚ダム（別図－３）並びに国営備北丘陵公園（別図－４）の全てを対象とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（３）活動内容　本活動は、三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに三次河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。

（４）協定期間　平成３１年　４月　１日　～　平成３２年　３月３１日

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）　平成３１年　４月　１日において、中国地方整備局における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」として申請を行っていること。なお、平成３１年　４月　１日時点において、一般競争（指名競争）参加資格の「土木関建設係コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の認定を受けていなければならない。

申請をインターネットにより行っている場合には、「平成３１・３２年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式１、１の２）の写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

一般競争（指名競争）参加資格の申請が未了の場合は、申請後、上記写しを速やかにFAX等で送付すること。提出先は４.に同じ。

（３）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含

む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去10年間（平成20年度以降）において、備後地方生活圏、備北地方生活圏、安芸高田市内、松江地方生活圏、出雲地方生活圏内のいずれかにおいて国、県、市町村が発注した業務の実績があること。なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量を希望する者は測量の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。

（６）　本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めない場合がある。

②　以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

ａ）建設－河川、砂防及び海岸・海洋
ｂ）建設－道路
ｃ）建設－鋼構造及びコンクリート
ｄ）建設－トンネル

イ）技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

ａ）河川、砂防及び海岸・海洋
ｂ）道路
ｃ）鋼構造及びコンクリート
ｄ）トンネル

ウ）国土交通省登録技術者資格を有する者。選択分野（計画・調査・設計業務）は下記のいずれかとする。

ａ）河川・ダム
ｂ）砂防
ｃ）海岸
ｄ）道路
ｅ）橋梁
ｆ）トンネル

エ）ＲＣＣＭを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

ａ）河川、砂防及び海岸・海洋
ｂ）道路
ｃ）鋼構造及びコンクリート

ｄ）トンネル

オ）工学博士

【測量】の場合

ア）測量士を有する者。

【地質調査業務】の場合

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る

ａ）建設－土質及び基礎

イ）技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

ａ）土質及び基礎

ウ）技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

ａ）地質

エ）国土交通省登録技術者資格を有する者。選択分野（計画・調査・設計業務）は下記に限る。

ａ）地質・土質

オ）ＲＣＣＭを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

ａ）地質

ｂ）土質及び基礎

カ）地質調査技士を有する者。

（７）　（６）の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が、事務所から概ね３時間以内の範囲にあること。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定を募集する業種は３業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能です。

（２）希望担当区域調査票（別紙－２）を基に各区域の協力業者数の平準化が図れるよう担当区域を決定します。

４．担当部局

〒728-0011　広島県三次市十日市西６－２－１

国土交通省中国地方整備局　三次河川国道事務所　河川管理課

ＴＥＬ　０８２４－６３－４１２１（代表）　内線３３４

ＦＡＸ　０８２４－６３－３１３２

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②過去の業務実績【別記様式２】

※協定希望業種毎に作成願います。

※確認できる書類（TECRIS又は契約書及び仕様書等の写し）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。
※協定希望業種毎に作成願います。

④活動の実施体制【別記様式４】
※２.(７)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。
※協定希望業種毎に作成願います。

⑤希望業種区分調査票【別紙－１】
※協定を募集する業種は３業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能です。

⑥希望担当区域調査票【別紙－２】
※希望される区域を記載して下さい。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成３１年　２月　８日（金）から平成３１年　３月　５日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：平成３１年　２月　８日（金）から平成３１年　２月２１日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、平成３１年　２月２６日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成３１年　３月１８日までに通知します。
⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになります。
⑦ドローンの活用状況を確認するため、別紙－１に記載をお願いします。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成３１年○○月○○日

担当官
　中国地方整備局
　　三次河川国道事務所長　道中　貢　殿

住　　所
会　社　名　○○コンサルタント㈱
代表者氏名

　平成３１年　２月　８日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。
　なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
２　基本協定締結説明書５.(1)③に定める技術者の資格を記載した書面
３　基本協定締結説明書５.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
４　基本協定締結説明書５.(1)⑤別紙－１『希望業種区分調査票』
５　基本協定締結説明書５.(1)⑥別紙－２『希望担当区域調査票』

問い合わせ先
　担当者　：　中国　太郎

　部　署　：　○○本店　○○部　○○課

　電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

（別記様式２）

（用紙Ａ４）

過 去 の 業 務 実 績

［記入例］　　会社名：

協定希望業種		
業務名称等	業　務　名	
	TECRIS登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
業務概要		

注）・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

（別記様式３）

技 術 者 の 資 格

［記入例］　　会社名：

協定希望業種			
技術者の氏(フリガナ)名	○○　○○　○○　○○ ○　○　○　○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所属・役職			
保有資格	技術士（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） ＲＣＣＭ（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） その他（　　）		

（別記様式４）

（用紙Ａ４）

活 動 の 実 施 体 制

［記入例］　　会社名：

協 定 希 望 業 種	

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

別紙－１　『希望業種区分調査票』

希望される業種について記載願います。

業　　種	希　　望 （注１） （注２）	ドローンの活用について		
		撮影の可否 （注３）	依頼から実働までの所要時間（注４）	三次河川国道事務所管内における飛行禁止区域(DID等)の飛行許可の有無 （注５）
コンサルタント業務				
測量				
地質調査業務				

（注１）希望欄に〇印を記載して下さい。
（注２）希望については重複が可能です。
（注３）撮影の可否について”可”または”否”を記載して下さい。
（注４）所要時間について記載して下さい。（記載例：１時間程度）
（注５）申請書提出日現在で飛行許可を受けている場合は”有”、受けていない場合は”無”を記載して下さい。

別紙－２　『希望担当区域調査票』

希望される区域（地方生活圏）について記載願います。なお、区域については別図－５を参照願います。

区域名	希　　望
安芸高田市・備北地方生活圏	
松江地方生活圏 出雲地方生活圏	
備後地方生活圏	

（注１）希望欄に〇印を記載して下さい。
（注２）希望については重複が可能です。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の業務実績（別記様式２）【業種毎作成】　→必須提出
□ 施工実績を確認できる書面（TECRIS又は契約書等の写し）　→必須提出
□ 一般競争参加資格認定通知書の写し　→必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出
□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料　→必須提出
→（健康保険被保険者証等）
□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

活動の実施体制

□ 活動の実施体制（別記様式４）　→必須提出

その他

□希望業種区分調査票（別紙－１）　→必須提出
□希望担当区域調査票（別紙－２）　→必須提出
□ドローンに関する飛行許可関係資料　→任意提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

別図－１

江の川　　一般国道54号
　右岸(106.1k～179.0k)　　28k580～92k210
　左岸(118.2k～179.0k)
西城川
　左右岸(0.0k～1.3k)
馬洗川
　左右岸(0.0k～5.8k)
神野瀬川
　左右岸(0.0k～5.5k)

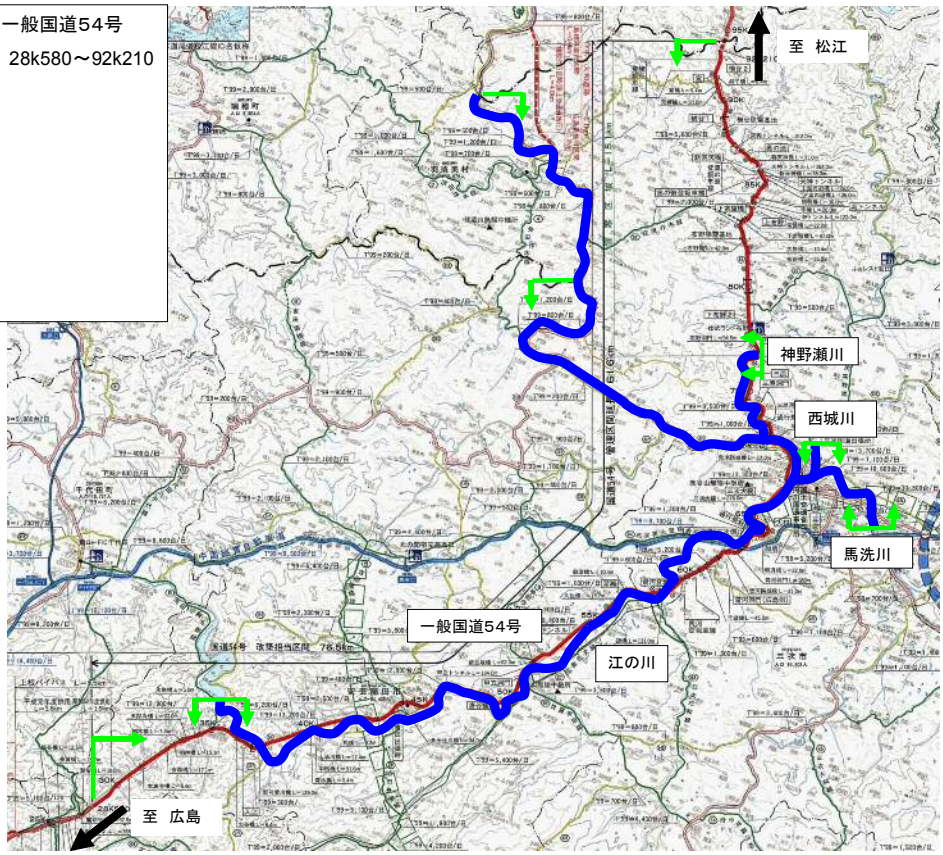

凡例
国道
河川
管理区間端

別図－２

中国横断自動車道尾道松江線
尾道TB～三刀屋木次IC

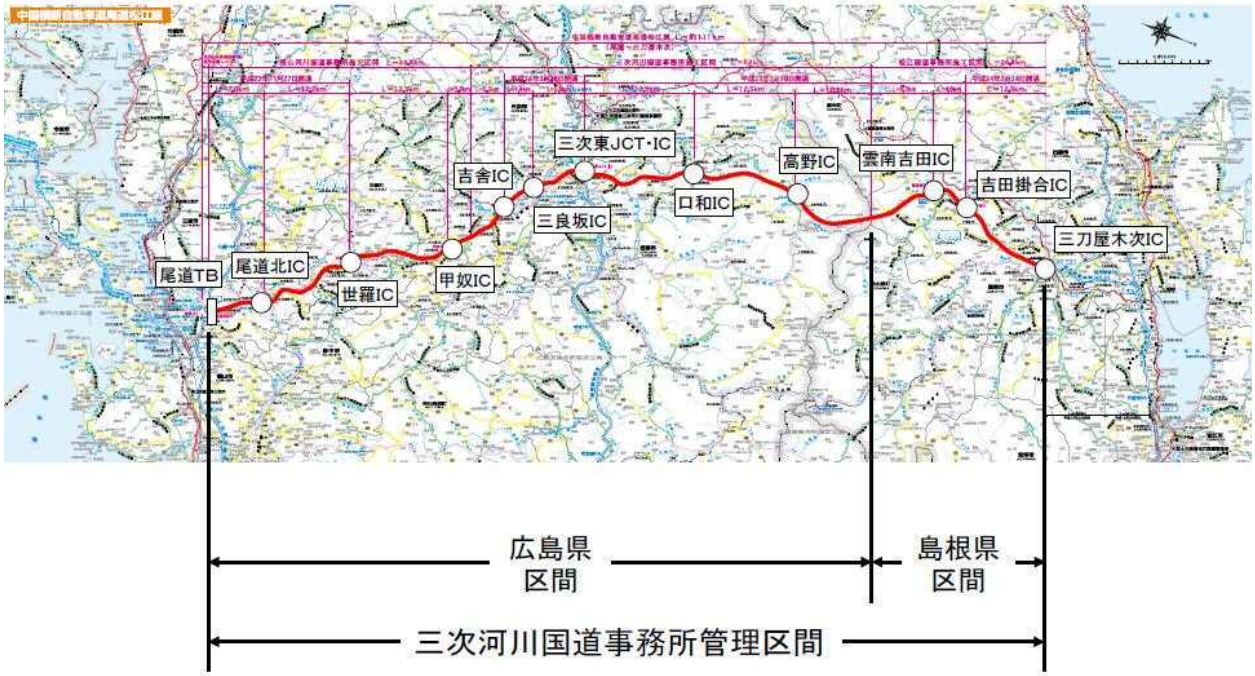

別図－３

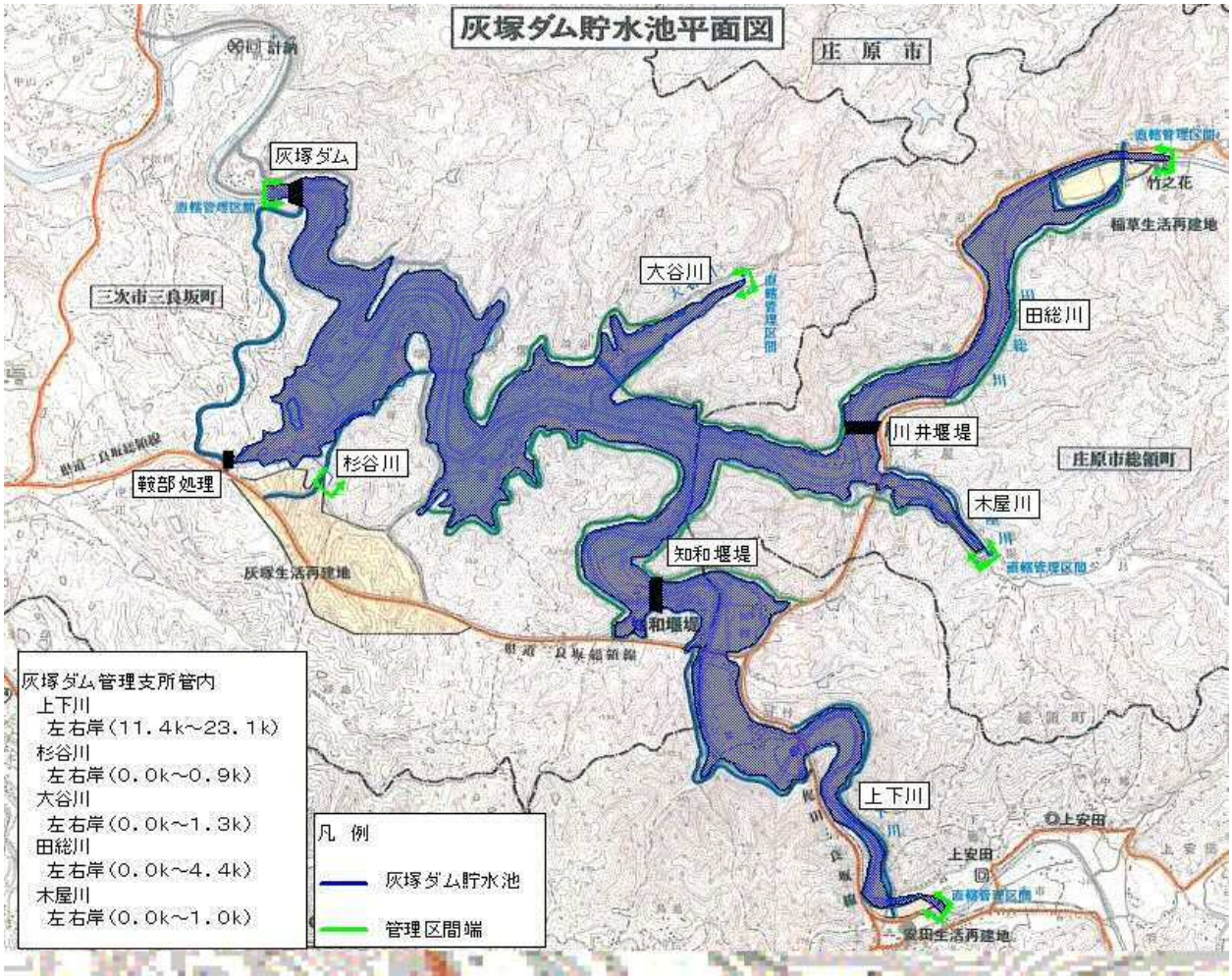
灰塚ダム貯水池平面図
庄原市
灰塚ダム
三次市三良坂町
大谷川
田総川
川井堰堤
庄原市総領町
木屋川
杉谷川
鞍部処理
知和堰堤
灰塚生活再建地
上下川
上安田
竹之花
稲草生活再建地
灰塚ダム管理支所管内
上下川
左右岸（11.4k～23.1k）
杉谷川
左右岸（0.0k～0.9k）
大谷川
左右岸（0.0k～1.3k）
田総川
左右岸（0.0k～4.4k）
木屋川
左右岸（0.0k～1.0k）
凡 例
灰塚ダム貯水池
管理区間端

別図－４

国営備北丘陵公園

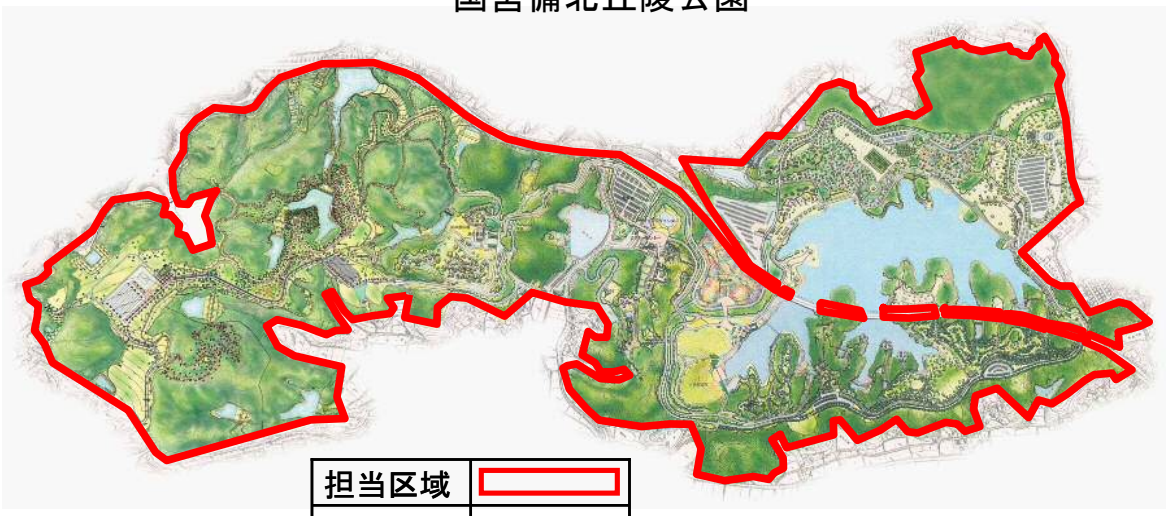

担当区域	
面積	340ha

別図－５

別添

災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第１条　この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省三次河川国道事務所長　道中　貢（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社　○○コンサルタント　代表取締役社長　○○　○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第４条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。なお、要請は災害状況（発生場所、規模等）に鑑み、乙の希望業務又は実施体制状況により甲が判断する。

２．乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

３．乙は、第一項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第５条　乙は、第４条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

２．活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

３．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第６条　甲は、乙に第４条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第７条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するもの

とする。

（費用の請求）
第８条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第６条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）
第９条　甲は、第８条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第６条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第 10 条　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）
第 11 条　本協定の有効期限は、平成３１年　４月　１日から平成３２年　３月３１日までとする。

（その他）
第 12 条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

平成３１年●●月●●日

甲　　国土交通省　中国地方整備局

三次河川国道事務所長　道中　貢

乙　　株式会社　○○コンサルタント

代表取締役社長　　○○　○○

河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定　募集要領

「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定

（２）活動場所　三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系（別図－１）、一般国道５４号（別図－２）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－３）及び灰塚ダム（別図－４）並びに国営備北丘陵公園（別図－５）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は活動場所以外での活動を要請する場合もある。

（３）活動内容　三次河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。

（４）協定期間　平成３１年　４月　１日　～　平成３２年　３月３１日

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）　平成３１年　４月　１日において、中国地方整備局における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る申請を行っていること。なお、平成３１年　４月　１日時点において一般競争（指名競争）参加資格の「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の認定を受けていなければならない。

申請をインターネットにより行っている場合は「平成３１・３２年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合は、提出した申請書（様式①－１、①－２）の写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

一般競争（指名競争）参加資格の申請が未了の場合は、申請後、上記写しを速やかにFAX等で送付すること。提出先は４.に同じ。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　平成15年度以降に完成・引き渡しが完了した、備後地方生活圏、備北地方生活圏、安芸高田市内、松江地方生活圏、出雲地方生活圏内のいずれかにおいて国、県、市町村が発注した工事の施工実績があること。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士

・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木)、森林部門（森林土木)、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（７）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備後地方生活圏、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。島根県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、松江地方生活圏、出雲地方生活圏内にあること。

ただし、区域については以下のとおりとする。

１）三次出張所管内

広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。

２）吉田出張所管内
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
３）一般国道５４号　三次市区間
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
４）一般国道５４号　安芸高田市区間
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
５）尾道松江線南部（尾道料金所～三良坂ＩＣ）
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備後地方生活圏又は備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
６）尾道松江線中部（三良坂ＩＣ～広島・島根県境）
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
７）尾道松江線北部（広島・島根県境～三刀屋木次ＩＣ）
島根県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、松江地方生活圏又は出雲地方生活圏内にあること。
８）灰塚ダム管理支所管内
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。
９）国営備北丘陵公園内
広島県内における建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、備北地方生活圏又は安芸高田市内にあること。

（９）　平成３１年　４月　１日時点において三次河川国道事務所が発注した各維持工事又は保守工事を請け負った場合には、当該維持工事区域については協定締結の対象から除外する。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定は２区域（２箇所）まで締結することができます。ただし、１区域（１箇所）の災害応急対策活動は最低１班５名体制を想定しています。

（２）担当区域希望調査票【別紙－１】を基に各区域の協力業者数の平準化が図れるように担当区域を決定します。

４．担当部局

〒７２８－００１１　広島県三次市十日市西六丁目２－１
国土交通省中国地方整備局　三次河川国道事務所　河川管理課

ＴＥＬ　０８２４－６３－４１２１（代表）　内線３３４
ＦＡＸ　０８２４－６３－３１３２

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、次の資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②過去の施工実績【別記様式２】

※確認できる書類（CORINS又は契約書等の写し）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④災害応急対策担当区域図【別図－１～５】

※建設業法の許可を有する本店又は支店等及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図－１～５の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙－１】

※基本協定は最大２区域（２箇所）まで締結できますので、希望される優先順位を最大５箇所まで記載して下さい。

⑥災害時確保可能資機材確認表【別紙－２】

※災害時に確保可能な資機材について確認しますので記載して下さい。なお作成は三次河川国道事務所ホームページより様式をダウンロードのうえ作成し、合わせてデータをCD-R等（USB不可）の記録メディアにて提出して下さい。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成３１年　２月　８日（金）から平成３１年　３月　５日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：平成３１年　２月　８日（金）から平成３１年　２月２１日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、平成３１年　２月２６日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成３１年　３月１８日までに通知します。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになりますが、締結時には第４条第１項について併せて報告願います。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成３１年○○月○○日

担当官
　中国地方整備局
　　三次河川国道事務所長　道中　貢　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

　平成３１年　２月　８日付けで募集のありました「河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

　なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
３　基本協定締結説明書５．(1)④別図－１『河川災害応急対策担当区域図』
　　別図－２『道路災害応急対策担当区域図』54号
　　別図－３『道路災害応急対策担当区域図』尾松線
　　別図－４『ダム災害応急対策担当区域図』
　　別図－５『公園災害応急対策担当区域図』
　　※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
４　基本協定締結説明書５．(1)⑤別紙－１『担当区域希望調査票』
５　基本協定締結説明書５．(1)⑥別紙－２『災害時確保可能資機材確認表』

問い合わせ先
　担当者　：　中国　太郎
　部　署　：　○○本店　○○部　○○課
　電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　期	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。

・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成15年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄
（甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の氏(フリガナ)　名		技術者　○○ ○○ ○○ ○○ ○　○　○　○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令等による資格・免許		１級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

・基本協定説明書の２．（６）以外の技術者を保有している場合は、上記「その他」の欄に資格名と人数を記入して下さい。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

別紙－１　『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－１、別図－２、別図－３及び別図－４並びに別図－５の『(河川・道路・ダム・公園）災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区　　域　　名	希望される順位
河川	三次出張所管内	
	吉田出張所管内	
道路	一般国道５４号 三次市区間	
	一般国道５４号 安芸高田市区間	
	中国横断自動車道尾道松江線 南部（尾道料金所～三良坂ＩＣ）	
	中国横断自動車道尾道松江線 中部（三良坂ＩＣ～広島・島根県境）	
	中国横断自動車道尾道松江線 北部（広島・島根県境～三刀屋木次ＩＣ）	
ダム	灰塚ﾀﾞﾑ管理支所管内	
公園	国営備北丘陵公園内	

(注１)希望される順位に第○希望を記載して下さい。

(注２)基本協定は最大２区域（２箇所）まで締結できますので、希望される優先順位を最大５箇所まで記載して下さい。

(注３)各区域の協定締結条件として、基本協定締結説明書の２.（８）の条件を満たす必要があります。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の施工実績（別記様式２）　→必須提出
□ 施工実績を確認できる書面（ＣＯＲＩＮＳ又は契約書等の写し）　→必須提出
□ 工事成績評定通知書の写し
　→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出
□ 一般競争参加資格認定通知書の写し　→必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出
□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料
　→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料

□ 別紙－１　『担当区域希望調査票』　→必須提出
□ 別紙－２　『災害時確保可能資機材確認表』→必須提出（データも必要です）
□ 別図－１　『河川災害応急対策担当区域図』　→※注）（参考図は除く）
□ 別図－２　『道路災害応急対策担当区域図』(一般国道54号)　→※注）
□ 別図－３　『道路災害応急対策担当区域図』(尾道松江線)　→※注）
□ 別図－４　『ダム災害応急対策担当区域図』　→※注）
□ 別図－５　『公園災害応急対策担当区域図』　→※注）
　※注）　別図－１～５については該当するものを提出
□ その他詳細な地図等参考資料　→必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図－１　『河川災害応急対策担当区域図』

三次出張所管内
- 江の川
  - 右岸(106.1k～157.3k)
  - 左岸(118.2k～152.2k)
- 西城川
  - 左右岸(0.0k～1.3k)
- 馬洗川
  - 左右岸(0.0k～5.8k)
- 神野瀬川
  - 左右岸(0.0k～5.5k)

吉田出張所管内
- 江の川
  - 右岸(157.3k～179.0k)
  - 左岸(152.2k～179.0k)

凡例
- 河川
- 管理区間端

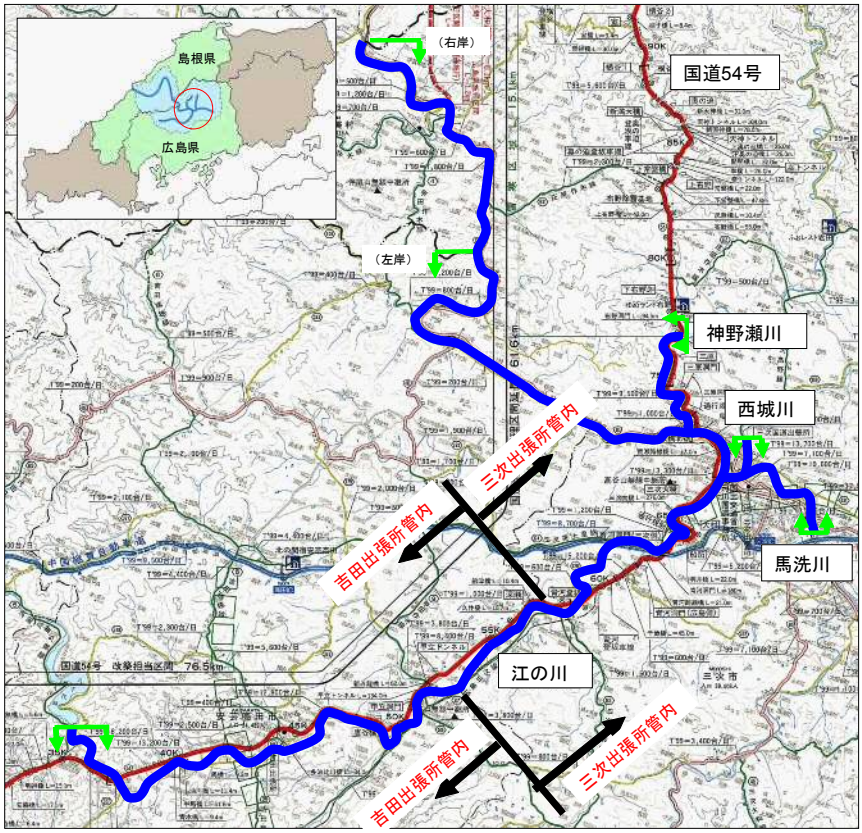

参考図）三次河川国道事務所管内図（略図）

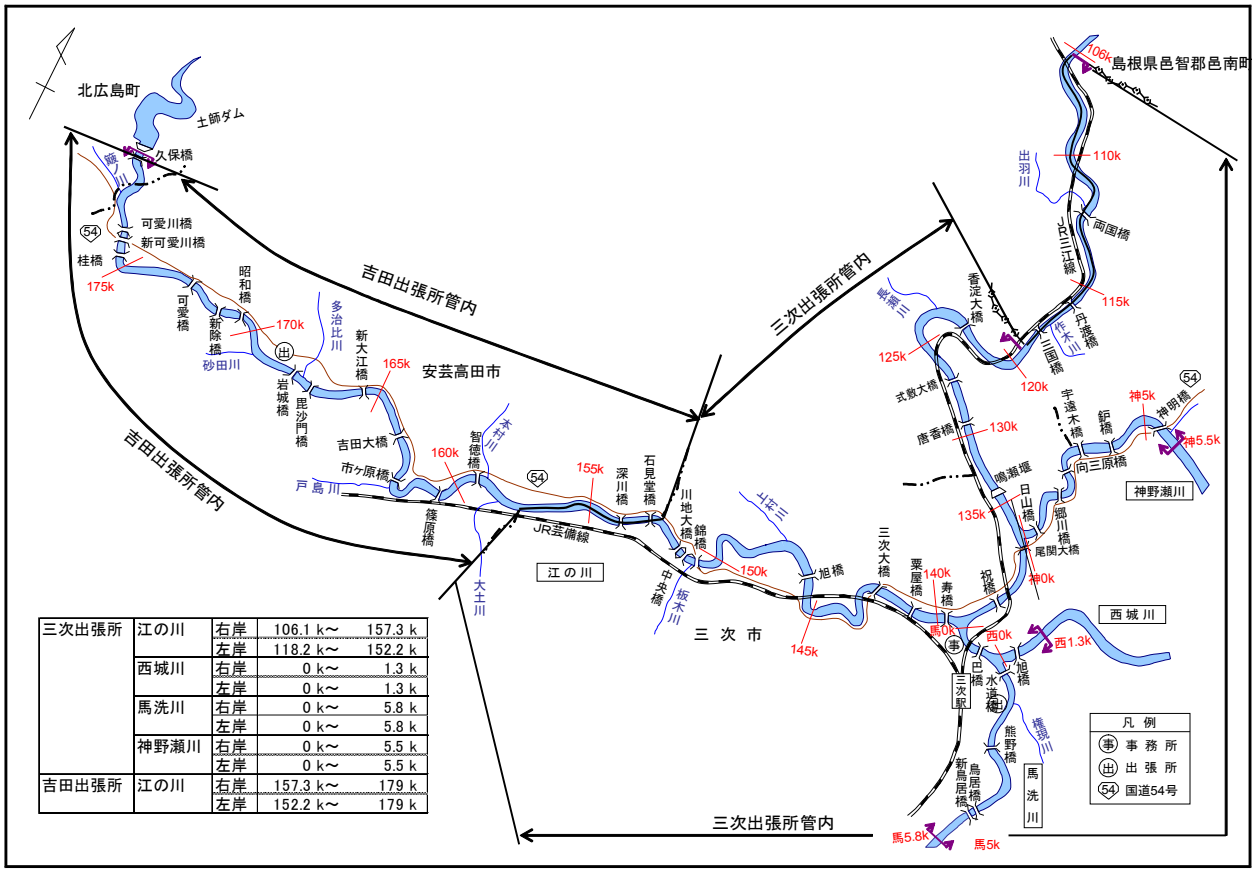

三次出張所	江の川	右岸	106.1 k～	157.3 k
		左岸	118.2 k～	152.2 k
	西城川	右岸	0 k～	1.3 k
		左岸	0 k～	1.3 k
	馬洗川	右岸	0 k～	5.8 k
		左岸	0 k～	5.8 k
	神野瀬川	右岸	0 k～	5.5 k
		左岸	0 k～	5.5 k
吉田出張所	江の川	右岸	157.3 k～	179 k
		左岸	152.2 k～	179 k

別図－２　『道路災害応急対策担当区域図』（一般国道54号）

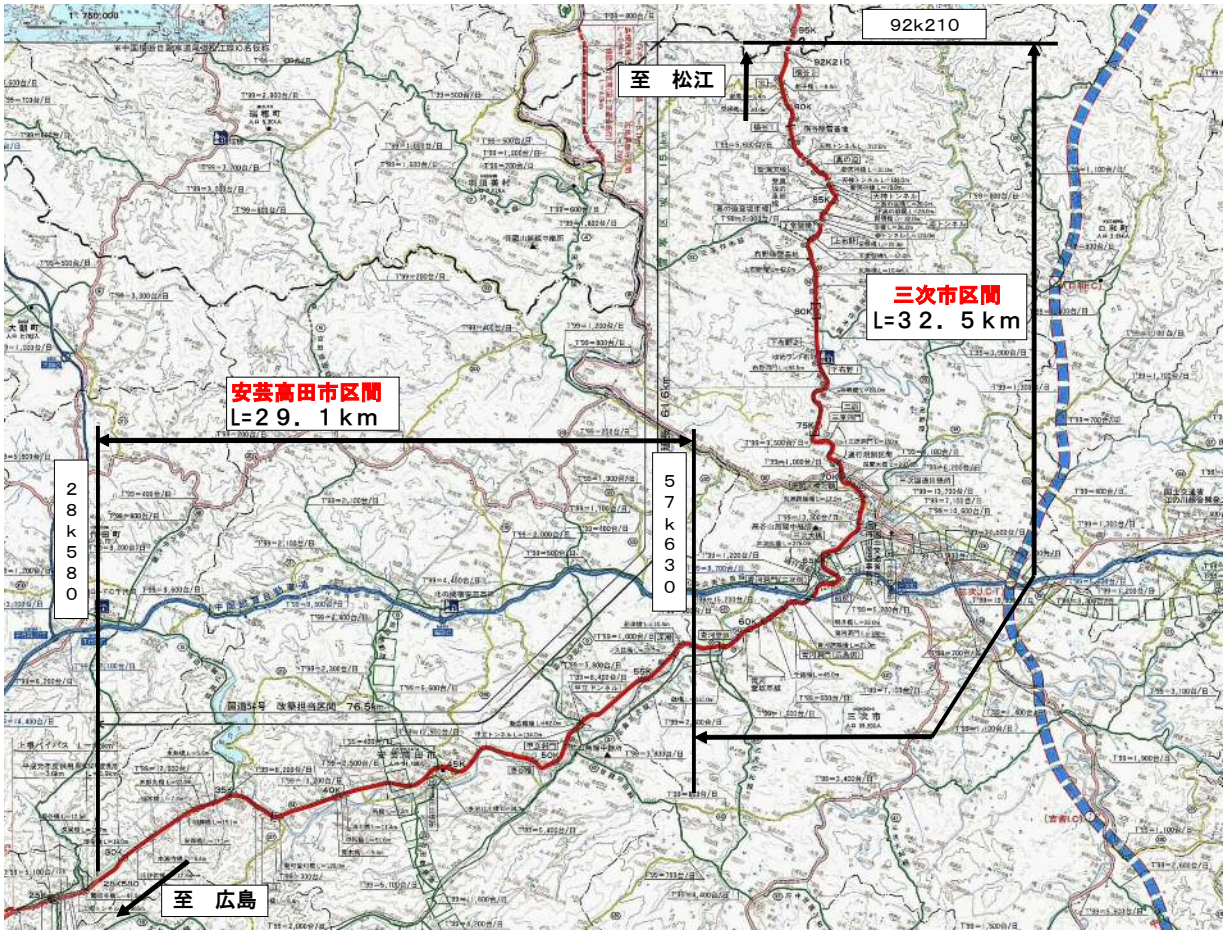

別図－３　『道路災害応急対策担当区域図』（尾道松江線）

中国横断自動車道尾道松江線 尾道TB～三刀屋木次IC

南部：尾道TB～三良坂IC
中部：三良坂IC～広島･島根県境
北部：広島･島根県境～三刀屋木次IC

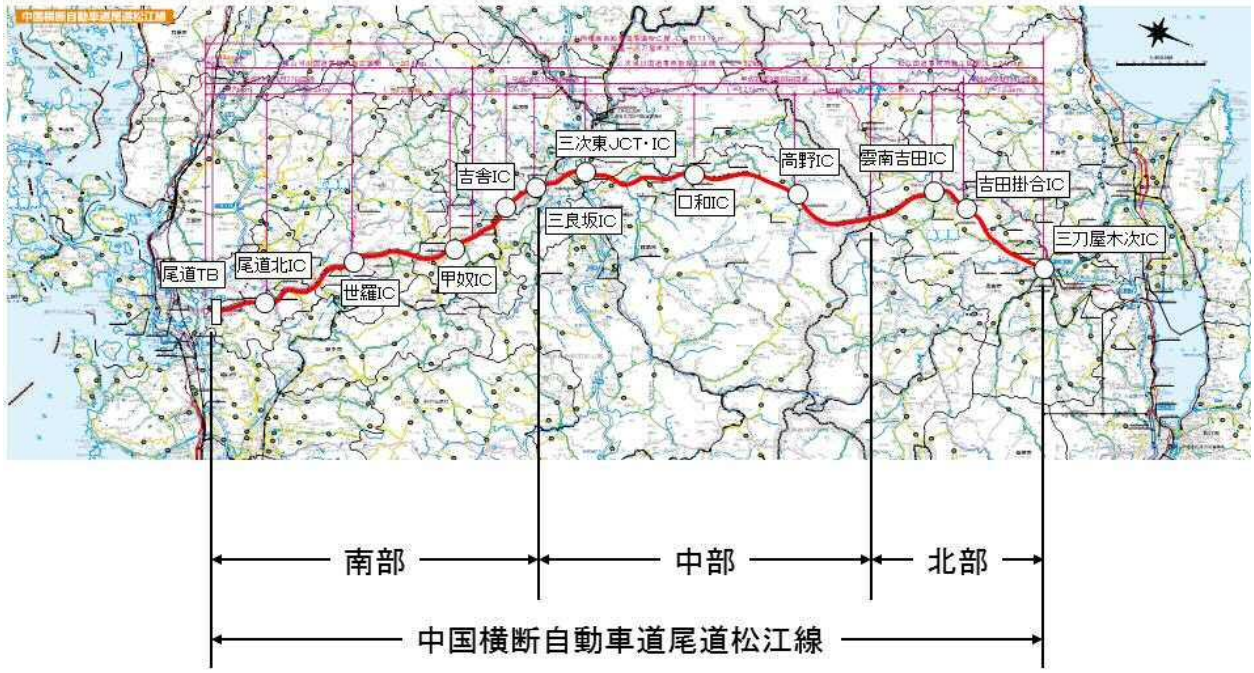

別図－４　『ダム災害応急対策担当区域図』

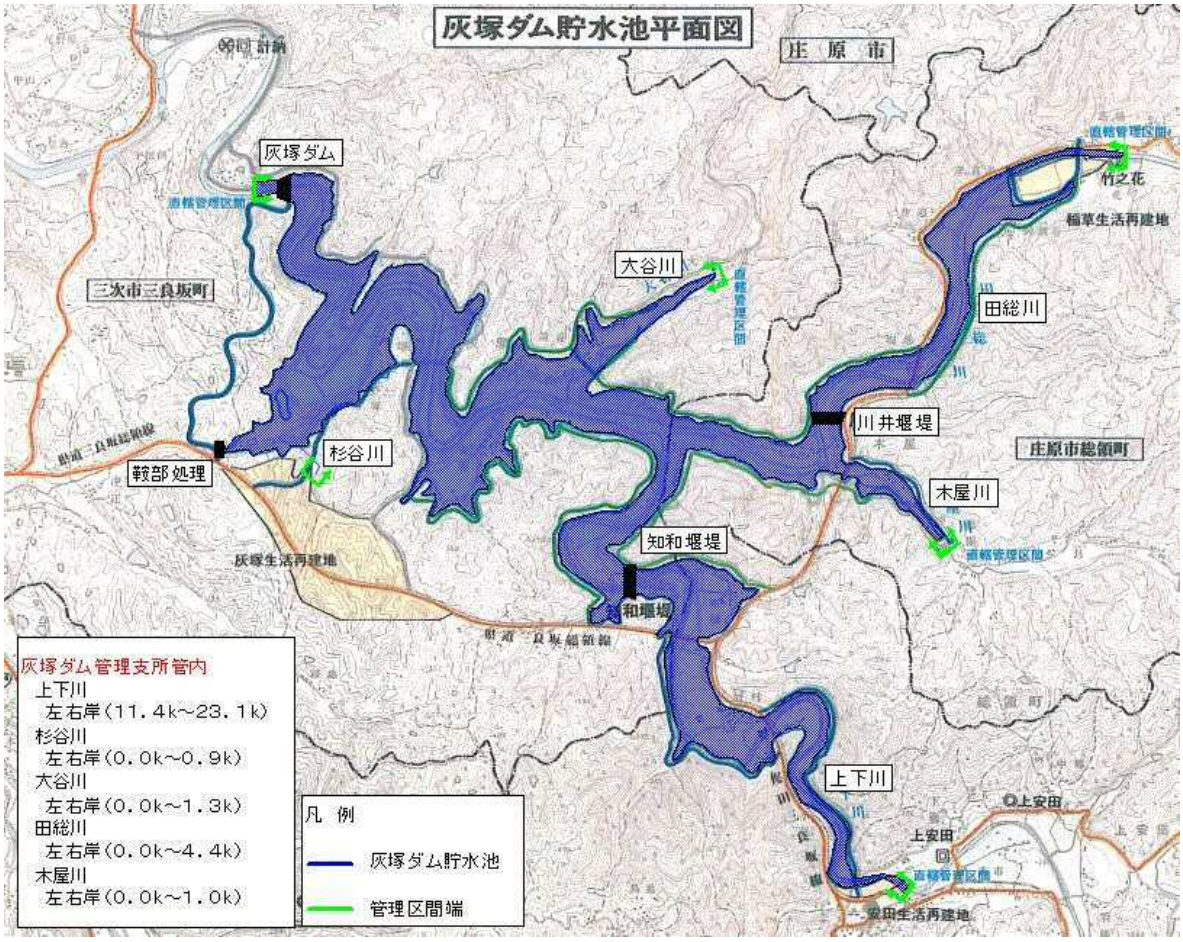

別図－５　『公園災害応急対策担当区域図』

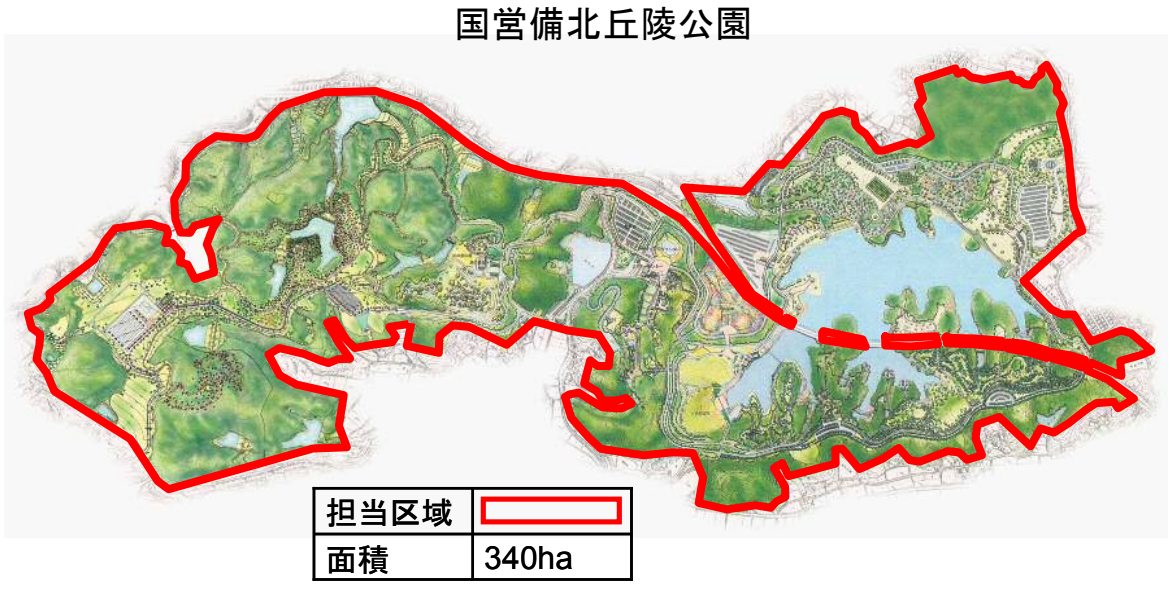

別紙－2

災害時確保可能資機材確認表

災害時確保可能**機材**　確認表

企業名	バックホウ														ブルドーザ				ホイルローダ（タイヤショベル）										モータグレーダ			ラフタークレーン			クローラークレーン	タイヤローラ	振動ローラ		タンパ	プレート	ダンプトラック				備考（その他保有機材等）
	0.1m3級	0.12m3級	0.13m3級	0.15m3級	0.2m3級	0.25m3級	0.28m3級	0.45m3級	0.7m3級	0.8m3級	1.6m3級	0.1m3級 0.9t吊 ｸﾚｰﾝ機能付	0.25m3級 1.7t吊 ｸﾚｰﾝ機能付	0.45m3級 2.9t吊 ｸﾚｰﾝ機能付	15t級	8t級	4t級	3t級	1.7m3	1.4m3	1.3m3	1.2m3	1.0m3	0.9m3	0.8m3	0.6m3	0.4m3	0.3m3	3.1m級	3.4m級	3.7m級	4.8t吊	25t吊	50t吊	100t吊	8～20t	0.5～1.1t	3～4t	50～100kg	30kg	10t	4t	3t	2t	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
※記載例 ○○建設（株）						3													2																						4			トラッククレーン付き（吊4t）1台 ﾐﾆﾕﾝﾚｰﾗ（11t）1台 発動発電機（45KVA）2台

※自社保有の数量を記入して下さい。なお商社（協力企業）保有分の場合は数量の横に（協）を記載願います。

災害時確保可能**資材**　確認表

企業名	鋼矢板			H型鋼（杭用）			H型鋼（山留材）							砕石 RC-40	砂	真砂土	生アス	鋼管ﾊﾟｲﾌﾟ		土のう袋		ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ	備　考（その他保有資材等）
	Ⅱ型	Ⅲ型	軽量	300型	350型	400型	100型	150型	200型	250型	300型	350型	400型							普通	大型			
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m^3	m^3	m^3	m^3／日	m	本	枚	枚	台	枚	
※記載例 ○○建設（株）											10m×30本 5m×10本					500		φ50×3m	200本		耐候性 50	A型 6	6（10m×10m）	根固ﾌﾞﾛｯｸ（2t）10個 角鋼管（50×50：1.5m）N=500本 ｶﾗｰｺｰﾝ（H700mm×380mm）N=20個

※自社保有の数量を記入して下さい。なお商社（協力企業）保有分の場合は数量の横に（協）を記載願います。

別添

河川及び道路等災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第１条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省三次河川国道事務所長　道中　貢（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園（以下、「江の川等」という。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、江の川等沿川（沿線）に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社　○○建設　代表取締役社長　○○○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第２条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

　また、実施区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第７６条の６（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第４条　乙は、活動に提供できる建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

２．前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

３．甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第６条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。なお、要請は災害状況（発生場所、規模等）に鑑み、乙の建設資機材等の保有状況により甲が判断する。

２．甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

３．乙は、第一項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第７条　乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

２．活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

３．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

４．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

５．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第８条　乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第９条　甲は、乙に第６条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第 10 条　乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。

２．甲は、本活動の実施区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）

第 11 条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第 12 条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第９条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 13 条　甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第９条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 14 条　活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第 15 条　本協定の有効期限は、平成３１年　４月　１日から平成３２年　３月３１日までとする。

（その他）

第 16 条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

平成３１年　●月　●日

甲　　国土交通省　中国地方整備局
三次河川国道事務所長　道　中　　貢

乙　　株式会社　○○建設
代表取締役社長　　○○　○○